十三　Urad Evropske unije za intelektualno lastnino

十四　Europeiska unionens immaterialrättsmyndighet

十五　Oifig Maoine Intleachtúla an Aontais Eorpaigh

十六　EUIPO

十七　OPIUE

十八　AEUGE

十九　OUEPI

二十　UUEPI

二十一



公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５０号
北海道広尾郡広尾町錦通南２丁目５番地２
錦町団地10号棟３号室、住民票上の住所北海道広尾郡広尾町錦通南２丁目５番地２
債務者　後藤　忠司
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
盛岡市北飯岡３丁目６番５号
債務者　佐藤由香里
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７０号
岩手県花巻市椚ノ目第３地割19番地１
債務者　吉田　伯子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７２号
盛岡市浅岸３丁目21番28号　ラグジュアリーコート203号
債務者　曽根　遥香
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第９号
岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第５地割14番地１
債務者　田中　忠一
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第８号
山形県鶴岡市伊勢原町２番44号　フォンテーヌⅠ　201号
債務者　菅原　　仁
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１１号
山形県鶴岡市城南町10番52―５号　マ・ミゾンパート６Ｄ号室
債務者　金内　雅利
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第３６４号
埼玉県幸手市南３丁目20番７号
債務者　佐藤　夏子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３７４号
さいたま市南区大字太田窪2618番地13
債務者　松本　美幸（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４１７号
埼玉県桶川市坂田東３丁目２番地の７
債務者　添野　久美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
兵庫県西脇市富吉南町249番地の12　県営住宅212号
債務者　杉本　尚子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
神戸地方裁判所社支部